

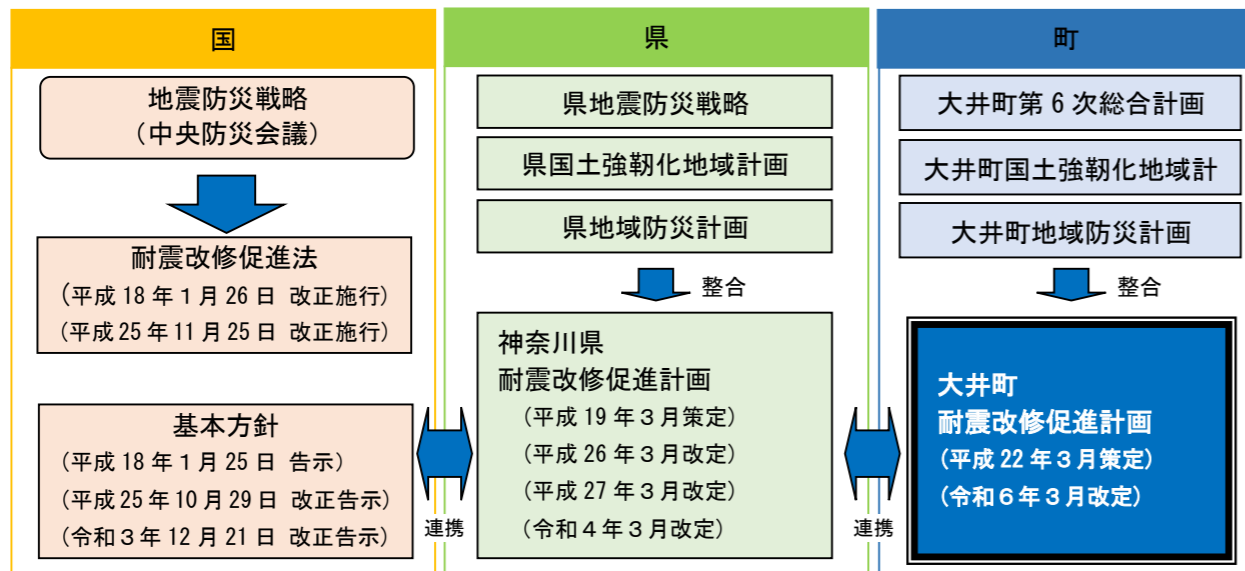
大井町耐震改修促進計画【概要版】（令和6年3月改定）

1 計画の目的等

1 計画の目的

本計画は、耐震改修促進法に基づく法定計画として平成22年3月に策定しました。その後の国の基本方針の改定、令和4年3月の県計画改定に合わせて本計画を改定することにより、今後発生が予想される地震災害に備え、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を促進します。本計画は、新耐震基準導入以前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。

2 計画の位置づけ



3 計画期間

本計画期間は、令和6年度から令和13年度までの8年間と設定します。また、計画については、国の制度改正があった時などに、必要に応じて目標や計画内容を見直すこととします。

4 対象区域・対象建築物

本計画の対象建築物は、建築基準法における「旧耐震基準」1981（昭和56）年5月31日以前の法令に基づく基準）の建築物のうち、次に示すものとします。

種類	内容
住宅	一戸建て住宅、共同住宅（賃貸、分譲）
特定既存耐震不適格建築物	【法第14条第1号】多数の者が利用する一定規模以上の建築物 ・多数の者が利用する一定規模以上の建築物
	【法第14条第2号】危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物 ※該当建築物はない 【法第14条第3号】沿道建築物 ・地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物
公共建築物	町が所有する建築物 ・庁舎、小・中学校、幼稚園・保育園、文化施設、公営住宅等

2 建築物の耐震化の現状・目標

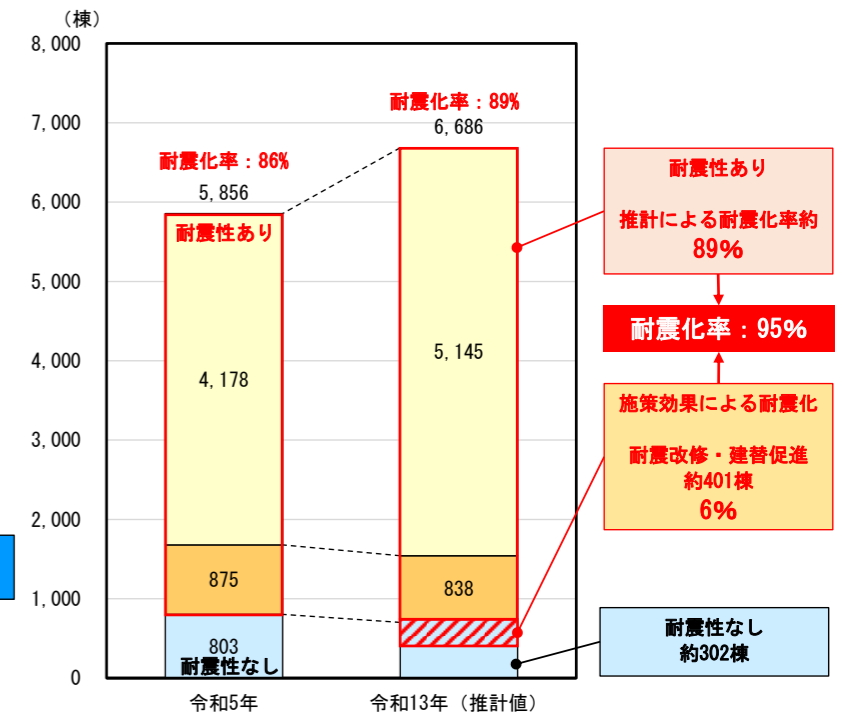
1 住宅

■住宅の耐震化の現状(2022(令和4)年度)

(単位：棟)

分類	総数	耐震性あり	耐震化率
戸建住宅	5,527	4,729	85.6%
共同住宅	329	324	98.5%
合計	5,856	5,053	86.3%

※住宅・土地統計調査、住民基本台帳世帯数をもとに推計



□耐震化の目標

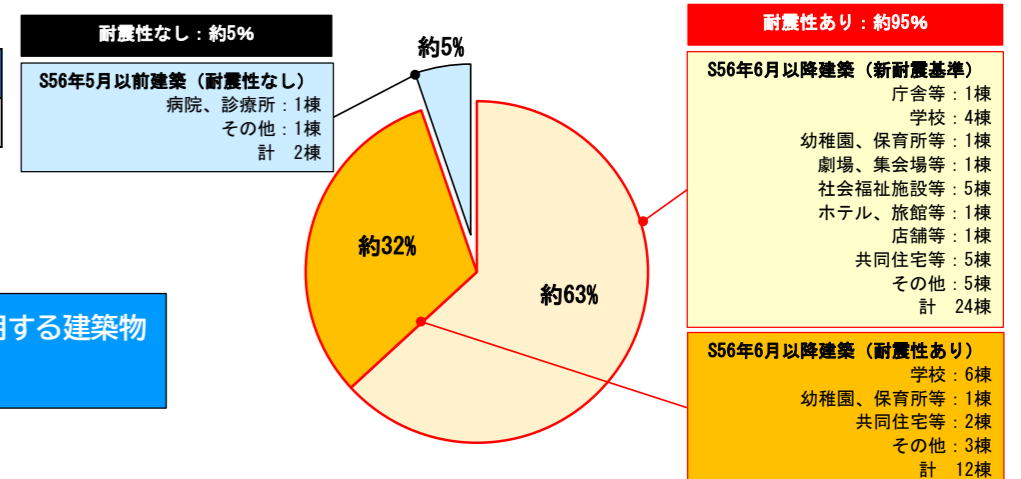
令和13年度までに、耐震化率を約95%とする。

2 特定既存耐震不適格建築物

■【法第14条第1号】多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化の現状(2022(令和4)年度)

(単位：棟)

総数	耐震性あり	耐震化率
38	36	94.7%

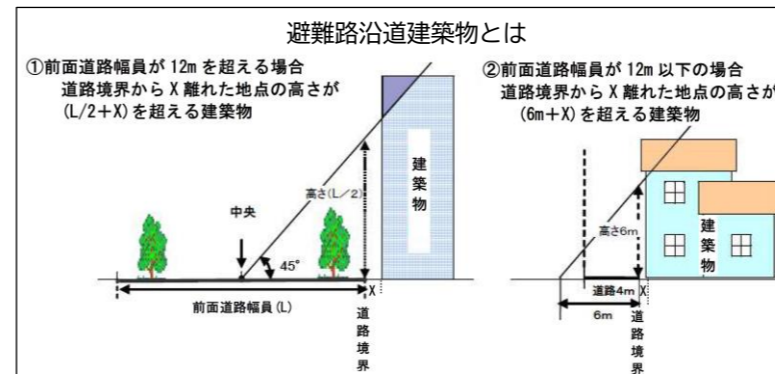


□耐震化の目標

令和13年度までに、多数の者が利用する建築物をおおむね解消とする。

■【法第14条第3号】沿道建築物の耐震化の現状(2022(令和4)年度)

- 「県計画」指定の緊急輸送道路に接する一定の高さ以上の建築物は沿道建築物として位置づけられます。
- 沿道建築物の耐震化率は約72%です。



3 公共建築物

○町有公共建築物の耐震化率は、本計画策定時では 100%でしたが、策定以降に、公共施設等総合管理計画、個別施設計画の策定によって、町有公共建築物データの精緻化が図られたため、令和 5 年度では耐震化率が約 85%となっています。

分類	総数	耐震性あり	耐震化率	該当条件
1. 災害時の拠点となる建築物	46	44	95.7%	町指定避難所、自主防災一時避難場所など災害時、防災時に重要な役割を担う施設
2. 災害弱者が利用する建築物	10	8	80.0%	主に災害時、避難が通常の者より難しい未就学児等が利用するの施設で 1. に該当しない施設
3. 不特定多数が利用する建築物	8	8	100.0%	運動施設、公会堂、公益上必要な施設など、不特定の多数の者が利用する施設で 1. 2. に該当しない施設
4. 特定多数が利用する建築物	6	2	33.3%	賃貸住宅など、主に居住者などの特定の多数が利用する施設で 1. 2. に該当しない施設
5. その他	23	17	73.9%	上記以外の公共建築物
合計	93	79	84.9%	

3 建築物の耐震化を促進するための施策

1 耐震化の促進にかかる基本的な考え方

【町の役割】

○国の機関及び県と連携し、耐震改修促進計画に基づき、広く町民への普及啓発、地域の実状に配慮した建築物等の耐震化を促進するための安全対策を推進します。

【町民（建築物の所有者等）の役割】

- 建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めていくものとします。
- 特に、特定建築物の所有者は、積極的に耐震診断・耐震改修の実施に努めていくことを基本とします。

2 耐震化を促進するための施策

《普及・啓発》

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

ア. デジタルコンテンツを活用した普及・啓発

○地震の危険性や耐震診断・耐震改修の手法を記載したパンフレットの配布、町のホームページでの啓発、防災行政無線、防災行政無線テレホンサービス、大井町あんしんメールなどを活用した情報提供 など

イ. 町民向け講習会等の開催

○技術者又は一般町民向けの講習会等の開催について県や防災関連機関と連携、地域防災計画の目標である「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えの啓発の推進 など

ウ. 地震被害想定調査結果マップ（e-かなマップ）の情報提供



《環境整備》

耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み

ア. 相談体制の充実

○相談窓口の設置、木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法や、補強方法の概要及び特定建築物の耐震化に関する情報提供 など

イ. リフォーム時に合わせた耐震改修の誘導

ウ. 自治会等との連携策及び取り組み支援策

○自治会や自主防災組織などの地域組織による住宅・建築物の耐震化や地震防災対策に取り組みへの必要な支援、自治会等との連携により耐震化に向けた啓発

エ. 耐震診断技術者との連携

○建築士等の建築技術者を対象にした木造住宅耐震実務講習会を受講した耐震技術者情報を町民に提供

《耐震化促進策》

耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

ア. 耐震診断及び耐震改修の補助制度の活用

○国、県の補助制度の活用による耐震診断及び耐震改修の促進、町で実施する支援事業の推進

町の補助制度	対象建築物	補助の内容
木造住宅耐震診断費補助制度	昭和 56 年 5 月 31 日以前の地上 2 階建以下の木造建築物、在来軸組工法により建築された一戸建住宅	耐震診断に必要とする経費の 1/2 まで、4 万円を上限
木造住宅耐震改修工事等補助制度	昭和 56 年 5 月 31 日以前の地上 2 階建以下の木造建築物、在来軸組工法により建築された一戸建住宅で、耐震診断の結果、評点が 1.0 未満と診断されたもの	耐震改修工事などに要した経費の 2/1 まで、50 万円を上限

※昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築されたもので、増築に係る部分の床面積の合計が昭和 56 年 5 月 31 日における延べ面積の 2 分の 1 を超えるものは除く。

イ. 各種優遇税制の周知

ウ. 民間特定建築物等に対する支援策の推進

エ. 耐震診断・耐震改修の成果等の公表

《総合的な安全対策》

その他の地震時における建築物等の安全対策

- ア. 家具の転倒防止対策
- イ. 住宅の寝室の耐震化等
- ウ. 店舗等の商品陳列棚の転倒防止対策
- エ. 住宅市街地の土砂災害対策
- オ. エレベーターの安全対策
- カ. 地震発生に伴う被害の軽減対策
- キ. 定期報告制度との連携
- ク. ブロック塀対策の推進

○大井町ブロック塀等撤去費補助制度によるブロック塀対策を推進、危険ブロック塀等所有者への通知を実施

町の補助制度	対象建築物	補助の内容
大井町ブロック塀等撤去費補助制度	道路面から 0.6m を超える高さを有するブロック塀等で、小学校の登下校等のため児童が利用する通り抜けができる道路並びに緊急輸送道路に面するものの撤去工事	ロック塀等の撤去に要する経費の 2 分の 1（限度額 20 万円）

※販売を目的とした工事、建替えに伴う工事、交付決定以前に着手している工事等は除く

4 耐震改修等を促進するための指導や命令等についての所管行政庁との連携

○本町では、所管行政庁である県と連携し、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行っていきます。

